

# 2026年 税申告特集 開成町申告相談会を実施します(完全予約制)

税務窓口課 ☎84-0313

## 税の申告相談会日程

【相談日時】2月16日（月）～2月26日（木）（土日祝除く）9時～17時（12時～13時除く 最終入場時間 16時30分）

【予約期間】LINE予約：1月19日（月）～申告日前日まで / 往復はがき予約：1月30日（金）まではがき必着

【場所】役場1階 町民プラザ特設会場

※窓口及び電話での予約はできません。※

※1月1日に町内に住民登録がある方の申告相談に限り受け付けます。※

※書類がすべて整っていれば、おひとり様約20分前後で申告が完了する目安です。※

### LINE予約

（受付時間：1月19日8時30分～申告日前日23時59分）

- 1 開成町公式LINEを開く（PC版LINE等はID検索(@kaiseitown)で友だち追加）
- 2 公式LINEメニュー「確定申告相談予約」を選択
- 3 予約フォームで必要事項を入力し送信
- 4 相談日に来庁してください。

予約方法は次のページをご覧ください。

開成町公式アカウントの友だち登録と  
予約はこちら→



### 往復はがき予約

1月30日までに必着。  
相談日を指定することはできません。

- 1 往復はがきに①住所②氏名（フリガナ）③電話番号④生年月日⑤都合の悪い日2日間を記入し  
〒258-8502 開成町延沢773番地  
開成町税務窓口課 課税班へ郵送
- 2 2月6日（金）以降に届く予約票で日時確認
- 3 相談日に来庁してください。

### 往復はがき予約の注意点

- ・定員を超えた場合抽選となり、日時指定と変更はできません。キャンセルを電話で受け付けます。
- ・1枚（最大2名）1枚のはがきでお申し込みください。
- ・都合の悪い日が3日以上記載ある場合や、時間や日付の指定がある予約は無効とします。ご都合がつかない場合は税務署でご申告ください。

## 確定申告が必要な人

### ・給与所得者で申告が必要な人（一例）

- (1)給与の年収が2,000万円超
- (2)副業の給与の収入の合計が20万円超（例外あり）
- (3)給与以外の所得の合計が20万円超
- (4)年末調整をしていない

### ・年金所得者で申告が必要な人（一例）

- (1)公的年金収入の合計が400万円超
- (2)公的年金以外の所得の合計が20万円超
- (3)源泉徴収対象外の公的年金がある（国外年金など）

※上記以外で所得税の還付を受ける際は確定申告が必要です。

## 町の相談会で申告できないもの

### ・給与、年金、配当（総合）、一時以外の所得の申告

例 営業・農業・不動産所得の申告（青色申告等）  
配当の分離申告、株式・土地建物の譲渡所得  
純損失の繰越や配当・株式譲渡の損失の繰越  
動産の譲渡所得、利子所得

### ・初年度の住宅借入金等特別控除に関する申告

・源泉徴収票のない給与所得の申告  
・令和7年分以外の確定申告  
・その他内容が複雑なものや所得税でないもの  
例 死亡者の準確定申告  
雑損控除や仮想通貨の申告  
相続税・消費税の申告など

## ふるさと納税 ワンストップ特例をご利用の方へ

ワンストップ特例をご利用の方で、制度が不適用となる方が増えています。

以下の場合はワンストップ特例が不適用となり、ふるさと納税が自動適用されなくなるためご留意ください。

- ・確定申告・町県民税申告など、税の申告を行った場合
- ・6以上の自治体へワンストップ特例申請をした場合
- ・ワンストップ特例の申請書に記載した住所が、翌年1月1日の住所と異なる場合  
(例：1月にワンストップ特例申請書を記載して2月にお引越しする等、旧住所を書いた場合)

# LINE での予約方法

①

公式 LINE メニュー「確定申告相談予約」を選択する。

②

③

希望日を選択して、希望の時間を選択する。  
(×欄は予約できません)  
『予約内容を確認』を選ぶ。

④

以下の内容で予約を確定します。

生年月日

氏名

氏名 (フリガナ)

住所① (開成町以下の字)  
吉田島

住所② (番地)  
1-1

電話番号

相談の収入種別  
給与所得

戻る

予約する

## 町公式 LINE 確定申告相談会 予約講習会を開催します。

1月19日（月）10時～11時（予約不要 人数が集まり次第随時講習を開始します。）  
役場1階 町民プラザ西側（入口から右手）で、町公式 LINE を使った確定申告相談会の予約講習を行います。

参加要件：町公式 LINE の友だち登録済みで、現地でご自身の電話番号を提示できる方

注意点：当日8時30分から順次相談会の予約受付をしているため、講習時点で希望日時の予約ができない場合があります。

## 住民税申告をする場合

収入がない方でも申告が必要な場合があります。

収入がなく、誰の扶養にも入っていない方や、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入されている方扶養されていても、無収入であることの証明が必要な方等、収入がない場合でも申告を要する場合があります。  
申告は対面提出のほか、郵送提出やオンライン提出を受け付けています。

○郵送の場合は町ホームページより「住民税申告書」をダウンロードし、必要事項を記入・書類添付してご郵送ください。

送付先 〒258-8502 開成町延沢773番地 開成町税務窓口課 課税班 宛

○オンライン提出の場合は町ホームページをご覧ください。

用紙ダウンロードと  
オンライン申告情報は  
こちら→



## 申告に必要なもの

所得を証明するもの	控除を証明するもの	その他
<input type="checkbox"/> 給与や年金等にかかる源泉徴収票や支払調書（原本）など	<input type="checkbox"/> 社会保険料控除証明書 (国保・後期・介護保険料などの納付済額証明書（※）、国民年金保険料の支払い証明書) (※)口座振替や納付書で納めている方には1月下旬に町から発送します。公的年金から天引きされた方には年金支給者が発送する「公的年金等の源泉徴収票」に納付額が記載されています。 <input type="checkbox"/> 生命保険料、地震保険料などの控除証明書 <input type="checkbox"/> 医療費控除を受ける場合は、令和7年1月1日～令和7年12月31日の医療費控除の明細書や医療費通知 (申告相談対応のお客様が多数いらっしゃるため、現地係員では医療費を集計できません。医療費控除の明細書はご自宅で事前作成をお願いします。) <input type="checkbox"/> 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳 <input type="checkbox"/> 寄附金控除がある場合は、寄附金額がわかる書類 <input type="checkbox"/> そのほか控除の申告に必要な証明書など	<input type="checkbox"/> 個人番号がわかるもの (写真付きの個人番号カードの場合、免許証等身元確認書類は不要) <input type="checkbox"/> 運転免許証などの身元確認書類 <input type="checkbox"/> 扶養親族などの個人番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 還付がある方は本人主義の通帳など <input type="checkbox"/> 税務署からの「お知らせハガキ」など

医療費控除の明細書  
ダウンロードはこちら↓



## 医療費通知の発送

- 国民健康保険（保険健康課：☎84-0328）  
【1回目】1月末頃[前年1月～10月分] 【2回目】3月上旬頃 [前年11月～12月分]
- 後期高齢者医療保険（後期高齢者医療広域連合：☎0570-001120）  
【1回目】2月10日頃[前年1月～11月分] 【2回目】3月10日頃 [前年12月分]

## 確定申告書の提出について 完成済みのものに限り、内容のチェックはしません。

○仮収受期間 2月16日（月）～3月13日（金）8時30分～17時15分（土日祝日除く）

○収受場所 役場1階 町民プラザ特設会場（受付のみ可能です。）

※2月27日（金）～3月13日（金）までは正面総合窓口で収受します。

※令和8年3月16日（月）以降は税務署に直接ご提出ください。（町でお預かりできません）

申告用紙は、できるだけ国税庁ホームページからダウンロードしてください

申告用紙は小田原税務署で配布します（1月19日（月）から役場でも配布する予定です）が、数に限りがありますのでできるだけ国税庁ホームページからダウンロードしてください。

# 小田原税務署確定申告のお知らせ

〒250-8511 小田原市荻窪440番地  
0465-35-4511(代表)

## 確定申告会場の開設について

～会場では、ご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	時間
2月16日(月)～3月16日(月) (土日祝日は開場しません。)	小田原税務署 3階	<b>【受付】8時30分～16時</b> <b>【相談】9時～17時</b> ※入場整理券の配付が終了次第、受付を締め切ります。
必 要 な も の		案内図
<p>①マイナンバーカード ②マイナンバーカードのパスワード(2つとも必要です) 　利用者証明用電子証明書(数字4桁) 　署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下) ③スマートフォン ④源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類</p>		

### 入 場 整 理 券(オンライン事前予約)

確定申告会場への入場にはオンライン事前予約が必要です。

※当日、確定申告会場でも入場整理券を配付していますが  
長時間お待ちいただく場合があります。

※入場整理券配付終了次第、事前予約の方以外の受付を締め切ります。  
※申告書等の提出のみの場合は、事前予約不要です。

オンライン事前予約は LINE から

LINE アプリで国税庁 LINE 公式  
アカウントを「友だち追加」して  
予約してください。



### 注 意 事 項

1月5日(月)～2月13日(金)に税務署での相談を希望される方は、オンライン事前予約をお願いします。

※ 当日入場整理券の配付はありません。

### 税理士による無料申告相談

期 間	会 場	所 在 地	時 間
2月4日(水) 2月5日(木)	小田原市川東タウンセンターマロニエ (3階マロニエホール) ※マロニエ会場へのお問合せはご遠慮ください。	小田原市中里273-6	<b>【相談】9時30分～12時</b> 13時～16時
2月 9日(月) 2月10日(火)	南足柄市役所 (5階大会議室)	南足柄市関本440	<b>【受付】15時まで</b>

○小規模納税者(※)の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合並びに住宅借入金等特別控除を初めて適用する場合等を除く。)を作成して提出できます。※小規模納税者とは事業所得、不動産所得、または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前又は青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。

○提出のみの場合、小田原税務署に直接お持ちいただくか、**東京国税局業務センター平塚分室(〒254-8534 神奈川県平塚市浅間町9番1号)**まで郵送でご提出ください。

○混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます。なお、税務署・会場等で電話での受付は行っていませんので、ご注意ください。

○事前申込は令和8年1月13日(火)から可能となります。詳細は右記事前申込サイトを参照してください。

○オンラインによる事前申込サイトの操作方法についてのお問合せは、**[050-1792-4600]**  
(受付時間: 平日10時～12時、13時～16時)へお願いします。

○一部、当日入場整理券を配付しますが、無くなり次第終了となりますのでオンライン事前予約をご利用ください。  
○ご来場の際は、源泉徴収票など申告相談に必要な書類、スマートフォン及びマイナンバーカード等をご持参ください。



無料申告相談専用  
LINE 事前申込



事前申込サイト

### 青 色 申 告 会 の 会 場 の 利 用 方 法

【問合せ先】(公社)小田原青色申告会 〒250-0012 小田原市本町2-3-24

【電話番号】24-2611(代表)

【期 間】2月5日(木)～3月16日(月)※土、祝日は休館(2月8日(日)、2月22日(日)は休館)

【会 場】青色会館3階大ホール

【申 込 み】専用サイトからの来場時間帯の事前申込が必要。詳細は本会HPをご覧ください。  
(<https://www.aoiro-odawara.com/>)

青色申告会 HP

【開催時間】9時15分～最終16時5分

【注意事項】年金、給与所得のみの未会員の方は1名につき3,000円の会場利用料が必要です。

